

全国大会規則書

第1条 競技会の名称

2025 年度 キッズカート全国大会

第2条 競技種目

第1種競技車両によるスプリントレース

第3条 開催日、開催クラス

2025 年 8 月 2 日（土）～8 月 3 日（日）

第4条 開催場所

レインボースポーツカートコース（東コース）

住所：〒511-0937 三重県桑名市志知 3918-1

第5条 オーガナイザー名称と住所

キッズカート全国大会事務局

NKR（日本キッズカート連盟）

〒511-0937 三重県桑名市志知 3918-1 レインボースポーツ内 電話 0594-88-5611

第6条 大会組織委員会及び審査委員会

大会公式プログラムにて示す。

第7条 大会競技役員

大会公式プログラムにて示す。

第8条 競技会の開催クラス

1) Super KIDS 参加定員 48 台

2) ヤマハカデット 参加定員 24 台

※車両規則はSLO車両規則に準ずる

第9条 参加定員

参加受付台数は、定員を超えた場合はエントリー先着順となります。

第10条 参加資格

・スーパーキッズ 4歳以上で事務局が認めたものとする。

「キッズレーシングカートクラブおよびSLO、JAF」ライセンス保持者

第11条 参加申し込み受付期間

1) 参加申し込み期間 6月15日～7月15日まで

2) 参加申し込み方法

キッズカート全国大会WBから申し込み <https://kidskart.jp/>

- (1) 仮エントリー
 - (2) 返信メールが届いたら、必要事項を記入し正式エントリー
- ※エントリー代金支払い完了後、エントリー受理となります。

第12条 参加料

ドライバーの参加料

スーパーキッズ 25,000 円（消費税込み）

（エンジンデリバリー料金、ピットクルー登録料1名分は含む）

ヤマハカデット 20,000 円（消費税込み）（ピットクルー登録料1名分は含む）

※すべてのクラス土曜日の走行料金は含まれておりません。

各自コースで受付、精算してから走行してください。

第13条 参加受理と参加拒否

- 1) 参加申込者に対して大会事務局より参加受理または参加拒否が通知される。
- 2) 参加を拒否された申込者に対しては、参加料が返還される。
- 3) 参加を受理された後、参加を取り消す申込者に対して参加料は返還されない。

第14条 参加車両

本特別規則書の技術規定に準拠しているカートであること。

第15条 公式車両検査

- 1) 「JAF国内カート競技規則」競技会参加に関する規則3章に基づき、車両検査が行われる。この際に非合法的な部分がありながらも、なお、技術委員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は、旗の指示を受ける場合がある。
- 2) 車両検査の日時及び場所は、公式通知にて告知する。
- 3) ドライバーは公式車検に立ち会わなければならない。その際、服装に関しても「JAF国内カート競技規則」競技会参加に関する規則第3章第12条において、技術委員の検査を受けなければならない。
- 4) 「JAF国内カート競技規則」競技会参加に関する規則第8章第30条、第31条に基づき計量が行われる。

第16条 自動計測装置（トランスポンダー）

- 1) 主催者が自動計測装置を用意している場合は、参加者は車検時までに車両にこの装置を取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合は、該当車両及びドライバーは出走を認めない。
- 2) 自動計測装置の配布は選手受付時に行い返却については各レース終了後1時間以内とする。
- 3) マイポNDERを所有している場合トランスポンダーNo.を事務局へ申告

第17条 公式練習

「JAF国内カート競技規則」カート競技運営に関する規則第6章第23条に基づく

公式練習を行う。ただし、ダミーグリッドに整列しスタートラインを通過する前に停止した場合も公式練習に参加したものと認められる。

レイン宣言が出ていない場合は、ドライタイヤ（登録タイヤ）にて出走する。

※ピットイン可能

第18条 タイムトライアル

タイムトライアルは、5分以上の計測で行うものとする。

- 1) 全てのドライバーは、タイムトライアル5分間以上の自動計測によるタイムアタックに参加しなければならない。タイムトライアルに参加しない場合は、タイムトライアル失格とし、予選ヒート最後尾スタートとなる。

※ピットインは不可能。ピットインした時点でタイムアタックを終了とする。

- 2) ベストラップタイムが同タイムの場合は、セカンドベストタイムで決める。
- 3) タイムトライアルのコースインは、オフィシャルの指示によるものとし、一度コースインした者は途中で停止した場合も再トライはできない。
- 4) その他の方法で行う場合は、公式通知に示す。

第19条 レースの方法

レースはタイムトライアル→クオリファイ→プレファイナル→ファイナルの結果により最終順位を決定する。

第20条 プレファイナル

- 1) プレファイナルのグリッドポジションは、タイムトライアル・クオリファイのポイントの結果による。
- 2) 予選ヒートの周回数は、付則第3章に示す。

第21条 ファイナルヒート

- 1) グリッドはプレファイナルの結果順による2列のカートからなる。
- 2) ファイナルの周回数は、付則第3章に示す。

第22条 スタートの方法

スーパーキッズ

クオリファイ・プレファイナル・ファイナルは、1周のフォーメーションラップの後コントロールラインよりスタンディングスタートとする。

- (1) スタートの合図はシグナルで行う（赤→青でスタート）

ただし、シグナルが不備な場合はフラッグで合図する場合がある。

その際、ヒートは続行するものとする。また、スタート後、先頭の車両が1周しコントロールラインを通過するまでにスタートできない者は、当該ヒートを出走することはできない。

フライングペナルティについて

- ・判定は競技長が決定する。この判定に関しては一切の抗議を受け付けません。

- (2) フォーメーションラップ：

フォーメーションラップ中の追い越し及びショートカットを一切禁止する。

・フォーメーションラップの方法

車両を人力で本コースへ搬入する（エンジンは停止状態、工具や冷却装置持込禁止）。

決勝スタート時は選手紹介を行う（予選ヒートは除く）。

エンジン始動。かぶりをとる為一度だけ後ろを持ち上げエンジンの回転をあげるのは許される。その際に長い時間回転を上げることは禁止となります。

フォーメーションラップ1周後、コントロールラインを先頭に停車する。

その際にはエンジンを切らないでシグナルスタートとなります。

(3) フォーメーションラップ開始後のピットインまたは、スターター故障、エンジン始動ができない等のトラブルの発生した者は、ピットスタートとする。また、それにより空いたグリッドは、空けたままスタートするものとする。

(4) フォーメーションラップ中に、本コース上に停止した車両及びドライバーは、そのヒートは出走できない。

(5) ピットスタート

ピットスタートとは、本コースよりスタートすべき車両全てが1コーナーに進入し終えた後、オフィシャルの指示によって、ピットロードコントロールライン上よりスタートすることを言う。

第23条 その他競技に関する一般事項

1) 旗の信号については「競技会運営に関する規則」第13条に従う。

ただし、スタート合図は、主催者の旗または信号を用いる場合がある。

2) コースアウトに対するペナルティは競技長の判断による。

3) 走路審判員が反則または妨害行為とみなした者については、ペナルティを課す。

さらに、その行為が2回以上に及ぶときは失格とする。

4) ドライバーサインは次の通りとし、これを怠った者に対しては、ペナルティが課せられることがある。

(1) コース上で停止した場合のサインは、両手を頭上に高く上げる。

(2) ピットイン・ピットアウトのサインは片手を頭上に高く上げる。

(3) ドライバーサインは次の通りとし元のフォーメーションラップスタート時のポジションに戻るものとする。フォーメーションラップに大きく遅れ、競技長により指示（白地に赤バツテンの表示）された者及びフォーメーションラップ中にピットインした者と周回遅れの者は、最後尾に着かなければならない。

(4) スローダウンするドライバーは、片手を高く上げる。

(5) ドライバーはオフィシャルの指示なしでカートから降りた場合リタイヤとなります。

5) 公式練習、タイムトライアル及びレース中（フォーメーションラップを含む）コース上で停止して自力で再復帰できない場合リタイヤとなります。ただし危険を排除する意味でオフィシャルが復帰を手助けする場合がある。

6) レース中はコースを外れてショートカットすることは認められず当該行為はコースアウトとみなされ、ペナルティの対象とする。

7) 公式練習、タイムトライアル及びレース中（フォーメーションラップを含む）にリタイヤしたドライバーは、自分の車両を速やかに安全な場所に移動し、そのヒートが終了

するまで車両から離れてはならない。また、その際、ヘルメットは着用していること。

9) マフラー・ノイズ BOX がはずれた場合は、即座に停止すること。

第24条 レースの終了

1) レース着順1位の者がフィニッシュラインを通過後2分以内に、カートが自力で同ラインを通過した者は、そのラップが加算される。完走者となるためには、チェッカーに関わらず、規定周回数の2分の1以上を完走していなければならない。

2) レースの順位は次の順序により、周回数の多い順に決定される。

(1) チェッカーを受けた完走者

(規定周回数の2分の1以上を完了しチェッカーを受けた者)

(2) チェッカーを受けない完走者

(規定周回数の2分の1以上は走行したが、チェッカーを受けなかった者)

(3) 不完走者(チェッカーに関わらず、規定周回数の2分の1以上を完走していない者)

(4) 同周回数の場合は、その周回を先に完了(コントロールラインを通過)した者を優先する。ただし、共に0周の場合はグリッド順による。

3) レースは着順によるものとし、計時を行わない場合がある。

4) レース(ヒート)周回数の60%以上が消化された場合、当該レースヒートが成立する。

第25条 ピットイン

ピットインする場合は、ピットロードを徐行しなければならない、かつ必ずピットストップしなければならない。これに違反した場合は当該ヒート失格となる。

第26条 ピットでの作業

ピットは指定された場所を使用しなければならない。また、ピット内で作業し得る者は、当該クラスに出場しているドライバーと、ピットクルーとエントラントのみとなります。走行中のドライバーに対してピットサインを送る場合は、ピットクルー1名に限り、各自のピットエリア内においてのみ表示することができる。

第27条 ピットクルー

「カート競技会参加に関する規則」第3章第18条に基づき、ピットクルーの行為に関する最終的な責任はエントラントに帰属するが、レース中における場合は、ドライバーに直接統括の責任があるものとする。ピットクルーによる規則違反は当該ドライバーに対する黒旗の指示となることがある。

第28条 ピットおよびパドック内

1) ピットにおける火気の使用を禁止する。

2) 燃料の容器は、金属製の携行缶でなければならない。

3) パドック内での走行はすべて禁止とする。

4) パドック内での喫煙は指定喫煙所を除き、厳禁とする。

これに違反したピットクルーは本大会から除外される

5) パドック内でのエンジン始動は厳禁とする。

これに違反したピットクルーは本大会から除外される

但し、指定された場所でアイドリング調整の為始動することは認められる。
その際にエンジンの回転を上げて長く回し続けてはいけない。

第29条 レース中のピットクルー

レース中、ピットクルーは自己のピットを離れてはならない。

第30条 車両保管

レース終了後の車両保管及び検査は、次の通りとする。

- 1) 全車両保管及び再車検を行う。保管が解除になったカートは、エントラントが速やかに引き取らなければならない。
- 2) 車検長の指示にしたがい所定場所で行われる。
- 3) 技術委員はスタートした全ての車両に関し、車検を行う権限を保有するものとする。技術委員が検査を行う際は、エントラントもしくはその代理人が責任を持って車両の分解及び組立を行わなければならない。ただし、関係役員、エントラント及びドライバー以外は車検に立ち会うことはできない。
- 4) 技術委員が行う本条項の検査に応じない場合は失格とされる。上記に対する違反は、競技長によって勧告され、審査委員会によりペナルティが課せられる場合がある。

第31条 ペナルティ

- 1) ペナルティは次の6種がある。

- (1) 警告
- (2) 罰金
- (3) タイムペナルティ
- (4) ポイントペナルティ
- (5) ラップペナルティ
- (6) ポジションダウンペナルティ
- (7) 失格

- 2) 警告は、その必要ありと認められた軽反則に対して発せられる。
- 3) 罰金は、成績に対するペナルティまでに至らない程度の違反に適用される。
- 4) ラップペナルティは、失格にならない程度の違反に適用される。
- 5) ポイントペナルティは、失格にならない程度の違反に対し、予選ヒート及び決勝レースに与えられる。
- 6) 失格は下記の反則行為に科せられる。
 - (1) 違法または不当に得たアドバンテージ。
 - (2) 故意に自己または他人の安全をかえりみることなく行う危険行為。
 - (3) 与えられたオフィシャル指示を故意に無視した際。
 - (4) 与えられたフラッグサインの無視。

第32条 抗議

本大会における抗議は、暫定結果が発表された時間より30分以内に、抗議料(30,000円)をそえて、エントラントより競技長に対して行う。30分を過ぎた抗議は一切受け付けない

第33条 成績決定及び賞典

- 1) 決勝ヒートの順位により決定する。
- 2) 賞典はドライバーに対して行われる。
- 3) 賞典内容は下記の通りとする。
スーパーキッズクラス 優勝～5位 正賞、(各主催者に準ずる)
カデットクラス 優勝～3位 正賞、(各主催者に準ずる)

第36条 広告

- 1) ナンバープレートに広告を表示することは認めない。
- 2) オーガナイザーは、下記のものに対して抹消する権限を有し、オーガナイザーが認めたスポンサーのロゴステッカーの表示は、ドライバーはこれを拒否することはできない。
 - (1) 公序良俗に反するもの。
 - (2) 政治・宗教に関連したもの。
 - (3) 本大会に関係するスポンサーと競合するもの。

第37条 損害の補償

- 1) 参加者は参加車両及びその付属品並びにコースの施設、機材、器具に対する損害の補償責任を負うものとする。
- 2) エントラント、ドライバー、ピットクルーは、コース所有者及びオーガナイザー、大会役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了解していなければならない。

第38条 オーガナイザーの権限

- オーガナイザーは、下記の権限を有するものとする。
- 1) 参加申し込みの受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
 - 2) 大会冠スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
 - 3) 止むを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録または変更について許可することができる。
 - 4) 全てのエントラント、ドライバー、ピットクルー及びその参加車両の音声、写真、映像などの報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。

第39条 大会の延期及び中止

「JAF国内カート競技規則」カート競技会組織に関する規則第1章第6条に基づき、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができる。

大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、参加料は全額返還される。

ただし、保険料は返還されない。なお、エントラント及びドライバーは、これによって生ずる損失についてオーガナイザーに抗議する権限を保有しない。さらに、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て、大会の内容を変更する権限も併せて保有するものとする。これに対する抗議は認められない。

第40条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は公式通知によって示される。公式通知は、

- 1) カーティング・ウェブ上にて掲載される。
- 2) 大会事務局に掲出される。
- 3) パドックの掲示板に掲出される。
- 4) ドライバーズミーティングで指示される。
- 5) 緊急の場合は場内放送で伝達される。

以上、いずれかの方法によって参加者に通告される。

第41条 誓約書の署名

エントラント、ドライバー及びピットクルーは参加申込用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければならない。

第42条 本規則の解釈

本規則の解釈並びに競技の細則に関する疑義については、事務局宛に質問できる。

第43条 本規則の違反

本規則に対する違反は、大会審査委員会の決定により宣告される。

第44条 本規則の効力

本規則は、参加申し込み受付と同時に効力を発する。

第45条 シャーシ、エンジン及びタイヤの登録

競技に使用するシャーシ、エンジン及びタイヤは、車両申告書に登録済みのもののみとし、下記の個数が認められる。

全クラス

シャーシ 1台

エンジン 1基 (スーパーキッズはデリバリーエンジン)

タイヤ 各1セット ダンロップ製 ドライタイヤ：SLJ (デリバリー)

ダンロップ製 レインタイヤ：SLW2 (各自用意)

第46条 カート

全てのカートは「JAF国内カート競技車両規則」第1章に合致した第1種競技車両であること。

第47条 タイヤ配布方法

- 1) 本大会で仕様するドライタイヤの購入先ショップ名を参加申込時に必ず記載すること。
ショップに所属しない参加者は主催より購入、タイヤ配布時間までに現金で精算すること。
- 2) ドライタイヤは主催者が土曜日に配布し、土曜日夕方にいったん回収する。その後、主

催者が保管し、日曜日の朝に再び配布する（詳細スケジュール・配布方法は、別途公式通知にて示す）土曜日夕方の回収の際は、タイヤホルダーの使用が望ましい。

3) 購入先ショップを指定した参加者は当該ショップにドライタイヤ代金を支払うこと。

後日、各ショップへ主催者から代金が請求される。

4) 参加を受理された後、参加を取り消す場合でも、タイヤ代金の請求は発生する。

5) ドライタイヤ購入先を主催者にした場合の価格は下記のとおり。

S L J 1 セット 36,000 円税込み

第48条 最低重量(ドライバー含む)

スーパーキッズ

78kg 以上

第49条 ゼッケンナンバー

シャーシに前後左右の4箇所が強固に固定されなければならない。

第50条 発信器

1) データロガーの発光器は、指定された場所以外への設置は認めない。

2) ドライバーとの交信機、無線などは一切禁止する。

第51条 動画撮影

小型カメラを競技車両に安全上確実な方法で取り付けてある場合認めます。

走行中に脱落した場合は失格となります。

また撮影された動画を使用しての抗議は受け付けません。

第52条 車両規定

スーパーキッズ

1) エンジン（レンタル）事務局からの抽選配布されたもののみ

(1) 一切の変更を禁止

(2) 最大排気量：ECO4ER/40.2cc

(3) スパークプラグは「NGK：BPM7A及びBPM8Y」に限る。

全てにおいての改造は禁止（プラグギャップ0.69mm以下）

2) キャブレター：

一切の変更を禁止 ただし、ニードル調整は自由 ジェット：自由

3) マフラー：

純正に限る、一切の変更を禁止 但し排気口径12mm以下

ガスケットにおいても、純正に限る

4) 吸気消音機：

一切の変更を禁止 ただしレイン宣言時フィルターの取り外しを可とする

5) シャーシ / フレーム：

(1) オープン（但しホイールベース800mm以下とする。）

(2) フロントフェアリング、サイドBOX、フロントゼッケンパネルを必備とする。

(3) リアアクスル25パイ以下

6) トレッド：

- (1) フロント：メーカー部品使用トレッド幅までをレギュレーションとする。
- 7) 競技ナンバー：
 - (1) カートに前後左右から明瞭に識別できるよう競技ナンバーを取り付けなければならない。
 - (2) ナンバープレートは、前後左右に必備とする。
 - (3) オーガナイザーが指定したナンバーを車検前に取り付けなければならない。
- 8) ホイール規定
 - アルミ製のものを以外は禁止**

第52条 誓約書への署名

競技会に参加しようとする者は、オーガナイザーの要求する誓約書に署名しなければならない。

第53条 秩序の維持

競技に参加する者は、諸規則に精通し、かつそれを遵守し、秩序ある行動をとらなければならない。

第54条 ドライバーの服装

次にあげるドライバーの服装は、競技を安全に行うため、装備の一部と見なされ、車検時に技術委員の承認を得なければならない。

1) ヘルメット：

フルフェイスタイプでなければならない、JIS-C 規格以上の規格に適合したものの使用が推奨される。

2) レーシングスーツ：

皮製もしくは JAF 及び CIK 公認のレーシングカートスーツの着用が義務づけられる。

3) ネックガード、リブプロテクター：

ネックガード及びリブプロテクターの装着が義務づけられる。

4) グローブ：

手首まで完全に覆うもので、皮製のものの使用が望ましい。

5) シューズ：

足首まで完全に包むもので、ペダル操作に支障をきたさないレーシングシューズが望ましい。

第55条 ピット要員の統轄

大会期間中、ピット要員の行為に関する最終的責任は、エントラントに帰属するものとする。

第56条 給油

レースは主催者が用意した混合ガソリン（和光 2CR 20：1）を使用しなければいけない。

給油時間はタイムスケジュールで発表される。

給油後は封印されます。封印後の追加給油もタイムスケジュールで発表されます。

給油で不正があった場合はペナルティの対象となります。

第57条 保険に加入

事前にSLOの保険に加入することを義務とします（受付時に保険加入書を確認します）

※保険に加入する条件はお子様の親権者がSLライセンスを所得しなければいけない。

保険、ライセンス所得のことはSLOに加入しているカートコースにお問い合わせください。

一般社団法人 SL カートスポーツ機構 SLO <https://slo.or.jp/>